

第 2 0 回 国 際 協 力 機 構 債 券
発 行 要 項

1. 債 券 の 名 称 第 2 0 回 国 際 協 力 機 構 債 券

2. 債 券 の 総 額 金 1 0 0 億 円

3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

4. 各 債 券 の 金 額 1, 0 0 0 万 円

5. 利 率 年 0. 7 8 7 パーセント

6. 発 行 価 額 額 面 1 0 0 円 に つ き 金 1 0 0 円

7. 償 還 金 額 額 面 1 0 0 円 に つ き 金 1 0 0 円

8. 償還の方法及び期限

(1) 本債券の元金は、平成35年9月20日にその全額を償還する。

(2) 本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。

(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

9. 利息支払の方法及び期限

(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年3月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。

(2) 償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。

(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。

(4) 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から本要項第12項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき本要項第5項に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。

10. 担 保

本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「国際協力機構法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

11. 元利金の支払

本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び本要項第23項に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、国際協力機構法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。

12. 募集の受託会社

(1) 国際協力機構法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社

三菱東京UFJ銀行とする。

- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成25年9月12日付第20回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、本要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

13. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が本要項第8項又は本要項第9項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

14. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本要項第15項(2)に定める方法により公告する。

15. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

16. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を

拒否することができる。

- ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

17. 本要項の変更

- (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

18. 本債券の債権者集会

- (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。
- (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (3) 債権者集会は、東京都において行う。
- (4) 本債券の総額(償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本要項において同じ。)の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき。
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
 - ③決議が著しく不公正であるとき。
 - ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。
- (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。

(11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と受託会社が協議して定め、本要項第15項(2)に定める方法により公告する。

(12)本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。

19. 申 込 期 日 平成25年9月12日

20. 募 入 方 法

応募超過の場合は、本要項第22項の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

21. 払 込 期 日 平成25年9月20日

22. 引受並びに募集の取扱者

野村証券株式会社（代表）

大和証券株式会社（代表）

シティグループ証券株式会社（代表）

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社（代表）

23. 振 替 機 関

株式会社証券保管振替機構

24. 発行代理人及び支払代理人

本要項第23項に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。

第 2 1 回 国 際 協 力 機 構 債 券 発 行 要 項

1. 債 券 の 名 称 第 2 1 回 国 際 協 力 機 構 債 券

2. 債 券 の 総 額 金 1 0 0 億 円

3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

4. 各 債 券 の 金 額 1, 0 0 0 万 円

5. 利 率 年 1. 7 3 4 パーセント

6. 発 行 価 額 額 面 1 0 0 円 に つ き 金 1 0 0 円

7. 償 還 金 額 額 面 1 0 0 円 に つ き 金 1 0 0 円

8. 償還の方法及び期限

(1) 本債券の元金は、平成45年9月20日にその全額を償還する。

(2) 本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。

(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

9. 利息支払の方法及び期限

(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年3月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。

(2) 償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。

(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。

(4) 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から本要項第12項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき本要項第5項に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。

10. 担 保

本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「国際協力機構法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

11. 元利金の支払

本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び本要項第23項に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、国際協力機構法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。

12. 募集の受託会社

(1) 国際協力機構法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社

三菱東京UFJ銀行とする。

- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成25年9月12日付第21回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、本要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

13. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が本要項第8項又は本要項第9項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

14. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本要項第15項(2)に定める方法により公告する。

15. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

16. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を

拒否することができる。

- ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

17. 本要項の変更

- (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

18. 本債券の債権者集会

- (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。
- (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (3) 債権者集会は、東京都において行う。
- (4) 本債券の総額(償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。)に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本要項において同じ。)の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき。
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
 - ③決議が著しく不公正であるとき。
 - ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。
- (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。

(11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と受託会社が協議して定め、本要項第15項(2)に定める方法により公告する。

(12)本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。

19. 申 込 期 日 平成25年9月12日

20. 募 入 方 法

応募超過の場合は、本要項第22項の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

21. 払 込 期 日 平成25年9月20日

22. 引受並びに募集の取扱者

野村証券株式会社（代表）

大和証券株式会社（代表）

シティグループ証券株式会社（代表）

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社（代表）

23. 振 替 機 関

株式会社証券保管振替機構

24. 発行代理人及び支払代理人

本要項第23項に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。